

2 対象校

2024年度に国内の大学等に在学している人が対象です。なお、海外大学、海外短期大学の日本校に在学している人は、本冊子ではなく、海外用の奨学金案内を確認して申込手続きをしてください。

対象校は以下のとおりです。

学校種別・課程		貸与対象	備考
大学 短期大学	学部・学科	○	すべて貸与対象です。本冊子で申込手続きを説明しています。
	通信教育課程 放送大学	○	通信教育課程や放送大学在学中の奨学金については、本冊子ではなく「 <u>貸与奨学金案内（通信）</u> 」の冊子を確認して申込手続きをしてください。
	専攻科・別科	○	別科は、助産師、視能訓練士等、職業に必要な技術の教授を目的とする別科に限り対象となります。
専修学校	専門課程	○	通信教育課程在学中の奨学金については、本冊子ではなく「 <u>貸与奨学金案内（通信）</u> 」の冊子を確認して申込手続きをしてください。
	高等課程・一般課程	×	奨学金の貸与を受けることはできません。
その他の学校 (予備校・語学学校・職業訓練校等)		×	奨学金の貸与を受けることはできません。

※大学・短期大学には専門職大学・専門職短期大学を含みます。

※貸与対象が「○」の学校種別・課程であっても貸与対象となるのは正規の学籍で在籍する場合に限ります（「科目等履修生」「聴講生」「正規課程でない職業訓練生」等は貸与対象外です）。

3 貸与奨学金の申込資格

経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、次の①～④に該当する人は、記載内容をよく読み、申込資格があるか必ず確認してください。

①留年中等の人

留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する期間等は申込みできません。

②過去に奨学金を受けたことがある人

ア. 奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用となります。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

Ⅰ. 過去に受けた奨学金の返還誓約書が未提出である場合

Ⅱ. 過去に受けた奨学金の返還が延滞中である場合

イ. 奨学生として採用されるまでの間に、過去に貸与を受けた奨学金が、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合は、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

ウ. 過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり申込みができない場合があります。28ページ **12** 参照

③債務整理中の人

債務整理中の人には申込資格がありません。また、採用後に奨学生本人が債務整理手続きを開始した場合は、貸与の継続はできません。

④外国籍の人

外国籍の人は下表のとおり在留資格によっては申込みができない場合があります。申込みを行う際は、在留資格及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く。）を申告し、申込可能な在留資格であることの証明書を提出する必要があります（※1）。

【在留資格による申込資格の可否】

国籍	在留資格等（※2）	
日本国以外	法定特別永住者（※3） 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者（※4）	⇒ •「在留カード」（コピー） •「特別永住者証明書」（コピー） •「住民票の写し」（原本） 等、在留資格・在留期間が明記されているもの (いずれか1点)
	家族滞在（※5）	⇒ 上記の書類に加えて •「出入国記録の写し」（原本）（※6）
	上記以外（留学等）	⇒ 申込資格がありません（※7）

- (※1) 申込日時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、貸与奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。
なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- (※2) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。
- (※3) 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。
- (※4) 「定住者」について、将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。
- (※5) 「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入学したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者に限ります。
- (※6) ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入学したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い取得した記録をいいます。
- (※7) 申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

4 募集時期と貸与期間

採用の種類には、次の「定期採用」と「緊急採用・応急採用」の2種類があり、募集時期が異なります。

申込期限を在学期に確認し、必ず期限内に申込みを行ってください（申込期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください）。

(1) 定期採用

原則、春（一次採用）及び秋（二次採用）に、学校を通じて奨学生の募集を行います。貸与奨学金の種類ごとの貸与期間は下表の貸与始期から貸与終期までです。

貸与奨学金の種類	貸与始期（いつから）	貸与終期（いつまで）
第一種奨学金【無利子】	(春) 2024年4月 (秋) 2024年10月	原則として修業年限の終期
第二種奨学金【有利子】	(春) 2024年4月～9月の間で希望する月 (秋) 2024年10月～2025年3月の間で希望する月	原則として修業年限の終期
入学時特別増額貸与奨学金【有利子】	入学月 ・4月入学者は春（一次採用）にて申込みが必要です。 ・入学時特別増額貸与奨学金を第二種奨学金と同時に申し込む場合、第二種奨学金の貸与始期は、入学年月と同一にする必要があります（例：入学年月が2024年4月の場合、春（一次採用）にて申込み、第二種奨学金の貸与始期も2024年4月）。貸与始期が入学年月と同一でない場合、入学時特別増額貸与奨学金に申込みできません。	

※2024年度秋季入学者の貸与始期及び貸与終期は、学校へご確認ください。

(2) 緊急採用・応急採用

進学前又は在学中に被災や父母等の病気等の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に貸与奨学金を必要とする場合は、急変後の年収見込みにより選考が行われる「緊急採用・応急採用」に申し込むことができます。詳細は、42ページ「第3部 緊急採用・応急採用」を確認してください。

(3) 修業年限の考え方

修業年限とは、各学校が学部・学科や課程・専攻ごとに定めている標準的な教育期間のことで、申込資格を満たす人は、修業年限内において奨学金の申込みを行うことができます。また、修業年限は奨学金の種類（第一種奨学金・第二種奨学金等）ごとに設けておらず、在籍期間中に休学期間や休学を伴う留学期間・学業不振等による留年期間があった場合には、修業年限には含まれません（休学を伴う留学期間であっても貸与を受けた期間は修業年限に含まれます）。なお、休学期間・留学期間・留年期間に該当するかどうかは、当該月の初日（1日）を基準日とします。

【2年次以降に奨学金を申し込む場合の貸与期間】※大学学部（4年制）のケース

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年次	未貸与期間も修業年限に含まれます											
2年次	休学期間（4月1日～）											
2年次	未貸与期間も修業年限に含まれます											
3年次	奨学金貸与											
4年次	奨学金貸与											

休学期間が修業年限に含まれないため、4年次修了まで貸与を受けることが可能。